

平成24年度第2回屋久島山岳部利用対策協議会

日 時：平成25年3月26日（金） 10：00～12：00
場 所：屋久島環境文化村センター レクチャー室

1 あいさつ屋久島町長（屋久島山岳部利用対策協議会会長）

2 協議事項

- (1) 平成24年度事業実績及び平成25年度事業計画（案）について
- (2) 屋久島山岳部保全募金について
- (3) 規約の改正について
- (4) 平成25年度会長・副会長の選任について
- (5) その他

3 議事

(1) 平成24年度事業実績及び平成25年度事業計画（案）について

（会長）

- ・ 協議事項「(1)「平成24年度事業実績及び平成25年度事業計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

- ・ 平成24年度事業実績及び平成25年度事業計画（案）で、右側の（平成24年度事業）実績のマナー啓発であるが、リーフレット、マナーガイドの作成は現在作成中である。放送による啓発は昨年ビデオの内容等も変え、各交通機関の協力ももらい放送・放映している。
監視指導員の配置であるが、これは4月から8月の21日間にわたり、林野庁、環境省、県、財団、屋久島町、観光協会の方でマナー指導を行っている。
グリーンサポートスタッフによる巡視活動を林野庁で行っている。
荒川線の一般車両乗り入れ規制は9ヶ月間、車両運行対策協議会で実施している。
- ・ 縄文杉周辺の立ち入り禁止措置は立ち入り禁止継続である。
監視指導及び施設利用方針は展望デッキの混雑時に休憩等する方を高塚小屋等に誘導するという利用・誘導である。
- ・ 施設整備等では、携帯トイレブースの設置、環境省で2基、協議会で3基、仮設のトイレブースを設置している。
町は、高塚避難小屋及びトイレの改築の準備作業を行っている。
- ・ その他では登山道の整備、維持補修等で環境省、県観光課等で事業を実施している。
グリーンワーカー事業では環境省で登山道の補修、携帯トイレの普及啓発等を行っている。
荒川登山バスの運行については、山岳部車両対策協議会で9ヶ月間実施している。
- ・ 平成25年度の計画は、変わるところだけ説明する。
マナー啓発で監視指導員の配置については、環境省で作成している快適登山日カレンダーに基づき、この赤の部分の非常に混雑が予想されるという日に、18日間予定をしている。各団体の協力をお願いしたい。
- ・ 施設整備であるが、淀川歩道架け替えは環境省で来年度実施である。町で高塚避難小屋及びトイレ改築がはじまる予定である。
- ・ 平成24年度の（事業）実績及び（平成25年度事業）計画は以上である。各機関で補足説明があればお願いしたい。

（環境省）

- ・ マナービデオについては、映像を変えようという指摘を受けて、屋久島国立公園にしたものを今年度、環境省で作成し、高速船等において放映して頂いている。ただ、高速船の旧トッピーについて

は放映ができていますが、旧ロケットについては、高速船の中のDVDの再生機の原因で、古いものをまだ放映している状況である。音声がかえらないということなので、音声がでるよう、旧ロケットのDVD再生機を変えてほしいと思う。

(会長)

- ほかにないか。
平成 24 年度事業実績及び平成 25 年度事業計画（案）について、説明があった。今の説明に対し、何か質問・意見等はないか。

(観光協会)

- 25 年度の縄文杉立ち入り禁止措置とは。

(事務局)

- これは従来からのデッキの関係のもので、大枝の関係とは違う。

(会長)

- ほかに意見はないか。

(ガイド部会)

- マナー啓発の関係であるが、飛行機によってアナウンスしてくれる飛行機と、してくれない飛行機がある。前の頃は、「ゴミは持ち帰りましょう。募金も」という、アナウンスをたまにしてくれたが、最近はずんずんないようである。お願いしたらどうか。

(会長)

- ぜんぜんしてないということはないと思うが、私が何回か乗ったときは、募金のアナウンスはしていた。再度、航空会社にはお願いをしたい。（事務局は取り計らいを）
- ほかにないか。ないようなので平成 25 年度事業計画（案）については、このように決定する。各実施機関においては、この事業計画に基づき山岳部の利用対策に係る事業を進めていただきたい。なお、マナー指導等における要員配置については、各機関の協力をよろしくお願いしたい。

(2)屋久島山岳部保全募金について

(会長)

- 協議事項「(2) 屋久島山岳部保全募金について」 県自然保護課より説明をお願いする。

(県自然保護課)

- まず募金の収支について、2 月末現在で平成 24 年度募金総額 1, 806 万円余りとなっている。それに対して支出経費、し尿搬出経費 1,730 万円余り、その他経費 180 万円余りを足して、支出経費合計 1,921 万円余りとなっている。単年度収支で見ると 1,157,858 円の不足となっており、前年度繰越額 6,897 千円余りから差し引いて、2 月末現在で 574 万円余りとなっている。今月 3 月で募金総額 100 万円余りを収入として見込んでおり、支出経費の今月し尿搬出経費が 200 万円余り、その他配置人員の人件費 100 万円程を見込んでいる。募金総額 100 万円、支出総額 300 万円を見込んでいる。
- 前年度、前々年度に比べ、本年度総額、2 月末現在で 304 万円余りの増となっている。内訳としては、荒川登山口の人員配置において、収受した金額が若干下がっているが、訪れる方の人数が若干減っていることの影響があると考えている。今年の特徴的なことについては、大口募金が昨年度 23 年度の 99 万円に対し、今年度は 3,889 千円余りとなっている。今年度、荒川登山口の登山客が若干減ったが、大口の方でもらっておりその分金額としては上がっている結果となっている。
- 搬出し尿量及び経費の比較の表であるが、各避難小屋の搬出量と経費と単価を掲載している。合計として、今年度 24 年度、11,260 リットル搬出し、17,385,495 円。昨年度平成 23 年度は、13,120

リットルに対し、経費 15,908,692 円となっており、若干搬出量は減ったが、経費については上がった結果となっている。資料の括弧書きで単価が示されているが、各小屋の単価の上昇によるものがあったことが要因ではないか。

- ・ 昨年 5 月の第 1 回の協議会の時に示した今年度から来年度、再来年度の見込みについて、5 月の時点では、今年度はトントンぐらい、来年度、再来年度、(緊急雇用対策で負担していた) 募金経費の人件費が(協議会の経費として) かかっているの、その分赤字になって、平成 26 年度末には不足する恐れがある旨、報告したが、今回あらたに、24 年度見込みということで、し尿搬出経費の状態等考え、今後の予測を記載している。その結果、今年度末残額見込みとして、3,237 千円余りの残額。来年度、650 万円余りの単年度収支の不足が見込まれ、年度途中で不足になる可能性があるという予測に修正した。
- ・ この対応策として、実務担当者会議が先月行われ、意見として、し尿処理業者への文書による依頼ということで、案として示しているが、し尿搬出業者 2 社に対し、「配慮をお願いします」というような文書を出してはどうかという意見があった。
そのほか関係機関(国、県、町)、団体による空港、港での募金・携帯トイレの利用呼びかけ等による PR をしてはどうか。
携帯トイレへの移行など、準備期間は必要かと思うが、山岳部の利用について、抜本的な話し合いが必要ではないかという意見があった。
- ・ 上記 2 点、文書による依頼、PR については、この場で皆さんによる協議をお願いしたい。

(会長)

- ・ この件については、先の担当者会議でも議論がなされたので、事務局より補足があれば、説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 2 月 26 日に実務担当者会議を開き、し尿処理業者への文書の依頼は、只今の自然保護課より説明があったとおりである。
- ・ 業務員の経費については、町が緊急雇用対策事業で 25 年度も要望しており、このあたりがどうなるかというのが不透明である。とりあえずは、3 月、4 月は募金の方から支出ということになるという町からの説明があった。
- ・ 12 月 20 日にも実務担当者会議を開催した。このとき、し尿処理業者に何かお願いしてはということが提案され、2 月 26 日に資料 9 ページの案を作ったところである。その際 3 月下旬、協議会が開催されるということで、この協議会に報告、あるいは諮って、その結果をもって対応したらどうかということで、本日のこの協議になっているところである。
補足で説明すると、町からは、このし尿搬出経費の予定価格というものは、これまでの実績というものを基に算定しているの、青天井で設定しているわけではない。きちんと根拠をもって設定しているという説明があった。
別の機関の担当者からは、町が積算などの入札事務をしている中で、協議会の会長ということであるが、町長名でのお願いというのは、町の立場としては、厳しいかなという意見が出た。
- ・ 自然保護課の資料にもあるが、対処療法的なことでは抜本的な解決になるのか。もっと視点を変えて、小屋のあり方、し尿の搬出のあり方を根本的な話として包括的に進めていかないと、いつまでも解決しないのではないか。そういった意見が出た。

(会長)

- ・ それでは皆さんから意見を伺いたい。

(町議会)

- ・ し尿の搬出量の状況については、登山客も減少しながら、前年度の実績を踏襲していること自体が間違いである。登山客も減っているし、し尿の量も減っていると思うが、し尿の搬出量の減少にもかかわらず、この前年度よりも搬出料金が多くなっているという根本的な理由はなにか。この資料

にある「鹿之沢」だとか「石塚」というのは、登山客が減っているのにもかかわらず、し尿の量が極めて多くなっている。ほかのところはだいたいし尿の量は少なくはなっているが、搬出経費が高くなっている理由はなにか。

(県自然保護課)

- ・ 「鹿之沢」は、役場から聞いているのは、トイレのドアが台風で壊れて、その雨が入って量が増えたのではないか。ほかにも、「淀川」が毎年3月で締めているが、3月までに溜まったものを3月ではなく、4月に搬出するというズレというのも若干あるということも承知している。
- ・ 来年度の予測であるが、昨年度分について、「淀川小屋」のトイレが、雨が中に入ってくるというのがあり、その辺も今年度修理し、来年減るのではないか。今年修理をするために、その便槽を空にする必要があり、その分も25年度に若干かかってくるのかなと思う。観光客の利用が減っている中で、本当で言えば減るのがあたりまえではあるが、そこが実際現場で数字どおりいかないということが、若干あった。

(町議会)

- ・ 搬出量の量というの、C社とD社の申告どおりで受けているのか。その搬出する時に誰かチェックする人がいて立証しているのか。それとも申告どおりの搬出量で受けているのか。

(町環境政策課)

- ・ チェックについては、作業前の便槽と作業後の便槽にスケールをつけて写真を撮っている。搬出の数についてもこちらの方で事前のチェックをして、検査を受けたものにし尿をいれてもらい、それも並べて写真を撮ってつけている。現場での立会いがなかなかできないので、写真の報告で検査をしている。

(町議会)

- ・ 写真は日付がはいっているのか。

(町環境政策課)

- ・ 日付は入っていない。デジカメデータである。

(町議会)

- ・ それではチェックにならない。業者を疑って大変申し訳ないが、日付を入れて正確にしないと、前の写真をまたもってくるということは可能である。今のデジカメであれば日付が入るようになっているわけだから、「日付の入るようなカメラで写してください」というのは、要求してください。

(会長)

- ・ では次からそのようにしてください。

(ガイド部会)

- ・ し尿処理法が今どうなっているかわからないが、許可をもっている業者ではないと汲み取りができないから、C社ないしD社にお願いをするということで、単価設定的にどうしても上がってしまう。担ぎ出しの単価というのが、ちゃんとした単価だという説明であるが、もともとはガイドたちが、日当を決めた単価である。ガイドの料金とかいろいろ比べた時に、ちょっと高いのではないかという感じも受けたりする。し尿という大変なものを担ぎ出すから、そのぐらいは精神的には必要と思うが、そのし尿処理業法上、どうしても山小屋から運び出すものをやっぱりこういう業者に頼まなければ、本当にいけないものか。富士山のトイレはどうなっているのかとか、そういうものを調べて聞かせていただきたい。法律ではこうなっていて仕方がないというのであればよいが、し尿処理業法上しょうがないが、こういう山岳部のものも通常のし尿処理業法が適用されるのか、但しというものがいいのか。再度検討して教えてほしい。そうでないと、話はし尿処理業法上の問題に

なって、この2社しかないわけである。もしこれがもう少し拡大できるということであれば、まだこの単価を抑えるとか、たとえば業者を増やすとか、たぶんできて、いつも担ぎ出しているメンバーは一緒である。会社からバイトで頼まれて、そこにマージンが働いている。それが、し尿処理法上関係なければ、今一生懸命がんばっている人に協議会から直接頼むという方法もある。そうすると今彼らがもっている単価に経費を足すだけで、今契約している単価よりかなり抑えられると思う。できればその根本的なことを調べないと、いけないのではないかと感じている。

さっきの量であるが、便槽の大きさはわかっているから、いちいち写真でとらなくても、計算から相手は何日で何日分かということを経算すれば、1個1個しなくても確認は可能である。その付近もちゃんと整理すれば、量はわかるが、今、ここに表示されているのは、前年予算が足らなかったから、ある程度ストップして、やったということで、単純に単年度閉めではないから、若干は違うんだけど、「鹿之沢」と「石塚」はトイレのドアが壊れたというのが、ドアが何十日も壊れたというのではなくて、これくらいの溜まる量なのか、雨では入れないはずで、その付近はチェックをすべきかではないか。観光協会で、町から委託を受けて、見回りはしているが、頻繁に壊れていて、それが原因で入ったというのでは我々は理解していない。

(会長)

- ・ し尿処理の搬出業者の関係は、自然保護課で、他の地域も調べるといことはどうか。

(県自然保護課)

- ・ 他の地域で有名なのは、東北の早池峰山（岩手県）。そこは完全に山の上のトイレを全廃して、携帯トイレになっている。平成5年のころからトイレ汲み取り式であったものを担ぎおろしていたが、業者ではなく、ボランティア活動として、山を守りたい方々が、無償で降ろしていた。たぶんこの場合は無償ボランティア行為なので、業ではなく、法律の規制はかからないのではないと思う。今回、きちんと処理を行う業者に頼むとなった時に、特別な資格がいるのではないかといいことで、この2社が対象になっていると思うが、その辺はどうですか。

(町環境政策課長)

- ・ このし尿処理業者に町が委託している。業務を委託するので、この場合の資格業者を対象に入札をするという形になる。

(県自然保護課)

- ・ ガイド部会の提案は、直接運んでいる方々に協議会で雇用するなりして、賃金を払い運んだ方がコストが安く済むという考え。

(ガイド部会)

- ・ 法的に可能であれば。

(会長)

- ・ 法的に可能であれば、募金もだんだん少なくなっているので、そういうことができればということがガイド部会の提案だと思う。

(ガイド部会)

- ・ 処理だけであれば、登山口に大きなストックを置いておいて、汲み取ってそこまでは、それにお金がかかっている。それ以外は、バキュームがきて吸い込んでいけば、普通の家庭と一緒にかなり下がるはずである。その付近を法的にどうなっているかということをお教えください。今までは、法的に全部そうであるからということをお過去に説明されていたから、そしたら他の地区はどうなんですか。

(会長)

- ・そこは法的なものも含めて、調べて次の会に報告をできるようにしてください。
ほかに意見はないか。

(ガイド部会)

- ・ここ3、4年、この資料、収入支出は違うにしても、まったく同じことをこの会議でいつも話している。「募金が足りませんよ。どうしますよ。どうしますよ。」もう、2年、3年全然変わらない。こういう会議はまったく無駄だと思う。「いつも根本的な話をしましょう」と言うけど、それが全然なされないままに、ずっときている。どこかで募金の方法というものを本当に考えないと、毎回言っているが、もうちょっと現実にあった形、徴収方法というのを考えていかないと。前回も携帯トイレを全部にしましょうというのもひとつあるのではないかという話もしたが、泊り客から言わせると、最低でも2日山に泊まる人もいて、ずっと持ち運ぶというの、どうかというのはガイドからは出ている。建設的に考えれば、募金がこれほど集まらないとするならば、自分で出したものは、自己責任ということで、携帯トイレというのも本気で考えていかないといけない。観光協会としては、既存のトイレの改修が全部終わるまでの、つなぎ期間であれば携帯トイレはオクケーであるということで、進めていたが、そのトイレ改修事業が国の予算上どうしても見えてこないとするならば、これを何年もほったらかしにしてる。今この状態はちょっと尋常な状態ではない。この点も含めて、再度各関係機関で協議して、たぶん次回ぐらいにはまとめた方がよいのではないか。

(県自然保護課)

- ・縦走コースを携帯トイレにしたかどうかという議論があったかと思うが、単価の部分というのは、今みたいに、搬出を業者に頼まずに、今やっている方々に直接お願いできればと思うが、資料の最初の環境省の淀川の歩道架け替えも工事が不落になり、全般的に山とかの手入れにかかる業者の単価が上がっている状況にあって、土建業の数が減っている中、事業がきても値段が厳しく、そういうことをしてもらえる地域の方々も少なくなっていくことを考えると、山で大きな予算をかけて事業をやるということは、ますますコストが高くなっていくというのが長期的なトレンドだと思う。前回も議論あったが、携帯トイレをもうちょっと基本にしていく、世界遺産ということを考えても、これを目指していくのが、道筋としても正しいのかなと思う。
全部が全部携帯トイレというのではなく、汲み取りのトイレも残してはいいと思うが、一番奥の「鹿之沢」とか「石塚」とか搬出がすごく大変なところは、通常の汲み取りトイレは撤去してしまって、携帯トイレブースをよりしっかりとしたものを整備する。これは環境省でも作れると思う。

(環境省)

- ・基本的な考え方として、管理のあり方だとか、そういったことがきちっと整理されたところであれば、環境省としてもやれる可能性が十分にある。淀川の橋であるが、予算額よりも業者の出してきた額のほうが高く、工事ができなかった。これの一番の理由として我々が考えているのは、ヘリの墜落の事故があり、それ以降、ヘリが本土のほうからくるが、余裕がなく強行軍というのが事故の原因だと考えていて、余裕をもった日程で、屋久島へヘリを持ってくるというふうに業者側が考えを変えており、それで大きく単価が上がっているようである。そこにまさに県自然保護課長がいうように、山の工事が厳しくなっている。

(町議会)

- ・トイレを全廃したらというお話で私は基本的には携帯トイレでいいと思う。しかし、自分のものであっても、縦走者が2日も3日も持って歩くというのは、性善説を信じればそういう人もいるかと思うが、そういうのはなかなか信じられない。
携帯トイレの回収ボックスを山に何箇所か置いて、そこに貯めておいて、ヘリコプターで何ヶ月かに1回運び出す方が、経費もかからないしし尿を運び出すよりはよいのではないかと思う。携帯トイレに全部して、今里にあるボックスを山に置けばどうか。それをちょっと引っ掛けて、ヘリコプターで何ヶ月かに1回運び出すという方が、山はきれいになると思う。これを環境省では考えられないか。

(環境省)

- ・ヘリでやるとすれば、ちゃんと計算しないとイケないかもしれないが、一般的な感覚で話をすると、携帯トイレの袋の分のゴミが増えるので、重量はかさむ可能性がある。また、山でヘリを使ってし尿を搬出するという事は、だいたいそこに山小屋があって、山小屋の上に燃料だとか食料だとか販売するものを上げた帰りに降ろしているの、事実上し尿の搬出のコストがかかっていない場合が多い。ヘリが着陸する場合に、一定の広がり面積がいり、通常山でやる場合、尾根筋で小屋がある場合か、河原なんかのところのそういった開けたところで、トイレがあって、そこに貯めておいて運んでいる場合が多い。屋久島で今の状況でやるとすると、相当広い面積の伐採必要である。それだけの結構広い面積を切らないとイケないから、そこまでやるかということが課題になると思う。

(県自然保護課)

- ・回収しやすいところまで、まず運んでもらって、そこに一回ストックしておくというのは、考え方としてあると思った。昔、山に登った方々がゴミを捨てる時に、その場にゴミを埋めるというのが、マナーだった。それをちゃんと運び出してもらうというときに、たしか尾瀬だったと思うが、尾瀬の中にいっぱいゴミ箱を置いて、ゴミ箱までゴミを運んでもらうというのを登山者の習慣にってもらうことをやって、それが定着したら、ゴミ箱を登山口だけに集約して、尾瀬の中にはゴミ箱を置くのをやめて登山口まで持ち帰ってくださいと。それで定着したら、登山口のゴミ箱も全部撤去して、自宅まで持って帰ってください。というふうに、基本的に尾瀬の中には、ゴミが発生しなくなった。そういった形でまず、携帯トイレを使ってもらうということをやると、山の中に点々とあると運搬がかえってボリュームが増す可能性があるの、登山口のところとか、観光ルートのトロッコのところかもしれないが、もう少し回収可能なところに置いて、とにかく携帯トイレを使いやすい環境を作って、その後、持ち帰ってもらうということを徹底するという攻め方もアイデアとしてあるのかなと思う。ただ、搬出にヘリを使うとなるとコスト的はかなり大変かなと思う。環境省や林野庁が毎年山のほうで事業をやっているならば、その帰りの便で運ぶというのがあるかもしれない。

(町議会)

- ・現実に土埋木の搬出は、ホバリングして、引っ掛けて出す。そうしたら、広い着陸地点は必要ないと思う。

(森林管理署)

- ・土埋木の量はあまりない。支障となっている木を刈り払ったりして、一定のスペースは必要である。11月末の一時期だけで土埋木のあるところだけで、その時期的なもの、場所的なものの制限というものがある。

(ガイド部会)

- ・観光協会のガイド部会として、100パーセント携帯トイレはオクケーしていない。議論の進め方として、募金が足らなくてももう大変だから、どうにかしようかということである。募金が集まる方法は、今の方法でもあるのであれば、今の方法でもかまわないと思っている。それを検討するのがひとつ。それが無いとするのであれば、最終的には携帯トイレでもいいのではないということを目指している。旧上屋久、旧屋久の時にゴミをゼロにしようということで、屋久島にはチリ箱を置かないようになった。全地区からチリ箱を取り除いているので、いまさら携帯トイレのために、山のあちらこちらに、ゴミ箱を置くことはナンセンスだと思うし、搬出のコスト削減のために、携帯トイレということであれば、自分たちの自己責任で全部登山口までは最低でももってきてもらう。山岳部の中にはそういうストック場所は作らない。作るのを目的であれば、今の募金方法をもっと考えなければいけない。山へ行っていて、2日くらいは持って歩いたってどうといったことはない。ただ、屋久島に来るお客さんはそういったものが全然なくて、初めてくるお客さんたちが多くて、ト

イレだって、山小屋にウォシュレットがあると考えて来る人がたくさんいる。そういった中で全部持っていけというのは酷かもしれないが、最初から「屋久島はこうですよ」と PR すれば、問題なくいけると思う。ただし、心無い人が捨てるかもしれないが、それはほんの一部である。それについては、我々も協力しながら、見まわりし回収していく。そういう形でもっていく方がいい。その二つについて協議してほしい。携帯トイレありきというのは、募金の方法とそれがないとするならば携帯トイレでというその二つで考え検討してほしい。携帯トイレありきというのであれば、ガイド部会の話し合いの中で軌道修正しなければならない。

・

(会長)

- ・ 今二つの提言があったわけですが。

(環境省)

- ・ 募金の支出の資料というのは、たとえば HP でみれるか。

(県自然保護課)

- ・ 平成 23 年度末現在のものは県 HP に掲載している。

(会長)

- ・ いろいろ意見があるが、関連したことでも、他に意見があれば出してほしい。

(事務局)

- ・ 9 ページの方に、こうした案でお願いしたらどうかということで作っている。この文書で出すのか、口頭でデータ等を示しながら、各会社の方にはお願いするのか。やるべきか。そこまでやる必要はないのではないかと。その当たりの議論もお願いしたい。

(町議会)

- ・ こんな甘い文書では、業者は「わかりました、はいそうしましょう」ということは、まずありえないと思う。であれば、2 社を競争させて入札させるか。2 社でなければいけないということであれば、1 社にしぼって競争させたらいい。

(会長)

- ・ この案であるが、先ほど、ガイド部会が言ったように、法的にもう一回調査をしてからではないと、安易にこれを先に出すと、ほかのやり方があるとなってしまうとまずいのではないかと。思う。

(県自然保護課)

- ・ 年度当初に業者を決める形なのか。

(町環境政策課長)

- ・ 小屋ごとに 4 月に入ってから入札をしている。

(町議会)

- ・ このし尿処理会社は、自社の職員だけで搬出していないと思う。たとえば山岳ガイドの人たちや、いろんな人に日当を払ってアルバイトで搬出していると思う。これを環境政策課がやったらどうか。アルバイト募集すれば、かなりの人が来ると。こんなに業者の言うとおりの金額を払わなくてもすむのではないかと。

(会長)

- ・ それはきちんと精査をしなければということになっている。

(ガイド部会)

- Eが副会長の時に、「山もしてくださいよ」と言ったら、いやいや山は法的には関係ないから、適用されないからということ私に聞いたことがあるのでそれを解決すると、この文書ももう少し、差額の部分は寄付してもらってもいいのではないかと。業者から「これだけ寄付がありましたよ」。法的なものがクリアできればもう少し安くできるし、どこかにストックしておいて、法的根拠がなければ1月から3月までの暇な時期にガイドがやってもいい。観光協会が受けてもいい。その代わり、ストック場所を作っておかなければいけない。今の汲み取り方式にすると。いろんな方法がある。法的な縛りがなければ、いろんなアイデアが出てくる。だからまず、法的にどうかということを決済することが、今後のアイデアにつながってくる。

(会長)

- 他に意見はないか。

(観光協会)

- 環境政策課がきちんと法的なものをやって、調べて、後日という返事をもらわなければ。

(会長)

- どこがきちんと調べて、報告するのか。

(町環境政策課)

- ガイド部会の提案というのは、山小屋から登山道までの搬出の方法。搬出したところに集約したところから、し尿処理場までの搬出の方法なのか。

(ガイド部会)

- し尿処理法上どうなっているのかがわかりさえすれば。そこはおのずと解決する。

(会長)

- 業者じゃなければどうしてもやれないのか。

(ガイド部会)

- 法律的には、し尿処理場にもっていくその行為だけなのか、汲み取りも含めるのか。そここのところが分かれていると思う。

(会長)

- きちんと調べて、また報告してください。

(観光協会)

- 業者が山小屋にポリ容器で置いてあったという実態があった。これがガイドの人たちも案内してもみっともないということがあった。観光協会にも報告があつて、その業者に「お金ももらうのだから、搬出してください」という経緯があった。業者も搬出したいが、人を探しているということだったから、入札をしたらいつまでにこう搬出をするという義務だとか、そういうことをしてもらいたい。ガイド部長としてもガイドの中から募集しているのに、相当無駄じゃないのかということが一番の視点である。

(環境省)

- 今、山小屋からバキュームカーが来られるところまで、し尿を運ぶのはガイドがアルバイトでお願いされているのではないかと。彼等が法の許可をもっているわけではなく、山小屋からの運搬とバキュームカーの運搬を一連の業務でやらないといけないから、許可をもっている業者がやらなければいけないわけで、2つの運搬を、もし分けられるのであれば、安くすむかもしれない。し尿搬出の

業務を出すときに、バキュームカーが来られるところまで持っていく業務と小屋からそこまで持っていくという業務を分けられるのであれば、分けたほうが良いと思う。

(観光協会)

- ・ それをうちのガイド部会長が調べてくださいといっている。あとは環境政策課が調べてみて可能なのか、不可能であれば、また、単価的なこういう要望をやりましょうかという検討材料でいい。

(ガイド部会)

- ・ ガイドからの意見としては、できれば、今あるトイレは残してほしい。それは泊まりのお客さんに対する屋久島側のおもてなしということで、自分でしたものを何日間も運ぶのではなく、せっかくあるのであれば残してほしいというのが、ガイド側の要望。主は携帯トイレだよということであれば、泊り客以外はたぶん山小屋にあるトイレは使わなくなると思う。山小屋以外のトイレというのは、全部廃止してもいいと思うが、ガイドの中にはせっかくあるのだから、屋久島のおもてなしとして、ちゃんとしてもらったほうが良いという意見もあるということを理解してほしい。

(県自然保護課)

- ・ 整理すると、廃棄物を有償で運ぶということは、業に当たって、それは廃掃法なんなの法の規制を受けるのか、受けた場合には、特殊な資格を持っている人でないといけないのか、まず一回法律上のきちんと整理をきちんとしてみたいと思う。屋久島以外の地域の山のトイレからの運び出しの事例については環境省でいろいろいくつか事例を調べてみたいと思う。他の山の状況と屋久島におかれた状況は一緒ではないので、他はこうなので、必ずこうだとはいえないかもしれませんが、少なくとも勉強した上で、整理する。

(会長)

- ・ 文書は、整理されてからでも思う。

(ガイド部会)

- ・ 富士山のトイレは山小屋のオーナーに聞いたら、「自分たちはブルトーズで下まで降ろしますよ」と聞いたことがある。し尿処理の場合は、許可をもっていないと持っていけないというのが。法律的なものをお願いしたい。

(県自然保護課)

- ・ 中長期的な対策としては、今の携帯トイレをもうちょっと広めていくのかどうかという議論があるが、短期的な文書についてはそこを検討したうえ整理するとして、残りの二つの実務担当者会議で意見がある部分で、募金の呼びかけをさらにこういう形でやっていきたいということと、抜本的な対策はそもそも中長期的な対策と重なるが、当面はこの呼びかけをしっかりやっていきたいという形になるかと思うので、そこについては議論いただきたい。

(会長)

- ・ 今やっているアナウンスで流しているマナービデオ以外にどういう方法があるのか、要するに募金が集まらないからいろんな問題が出てくる。委員の皆さんからお聞かせ願いたい。どうやったらいいのか。

(ガイド部会)

- ・ 汲み取り、担ぎ出しは雇用の場になっているのは確かである。町全体で見たときに、そういうことは考えるべきなのかなと思う。山で働くガイドだけが儲けてということを世間一般で言われていて、苦しい立場もある。募金の徴収方法はまだ検討されて、搬出に必要な経費が出るということになれば、雇用も考えれば、今のままトイレは置くべきと、頭の中に入れて考えるべきだと思う。

(会長)

- ・ 募金の徴収の方法、飛行機で来たり、船で来たり、観光案内所でアナウンスをしたりいろいろある。一番身近にいるのはガイドの人たちだろうと思う。募金に関して話をしてもらうことが、一番直接的にできるひとつの方法ではないか。もうやっているガイドもいるのでしょうか、ガイド部会の中ではどうか。

(ガイド部会)

- ・ それぞれ毎回話をしてくれてはいると思う。毎回言いますが、ガイドが朝から夕方帰ってくる間に、何回も言うのは失礼にあたるから、一応、一回は必ず言っている。言い方が懇切丁寧に言っているのか、こういうことで募金をお願いしますと言っているのか、それはわからないが、言っている。たとえば一人のガイドが2, 3人連れて行ったら、言い方もいろいろあって、7, 8人連れて行くところは、言っても真剣に聞いていないと思う。それはわれわれの仕事ではなくて、ガイド斡旋業が仕事である。たとえば、7, 8人連れて行くところは、ある大きな会社が受けて、全部ガイドに委託しているので、その時点から言ってもらわなければならない。

(会長)

- ・ これは私の個人的な発言として、ガイドというのは山を生業にして、もうちょっと自分たちがただ通り一遍言うのではなくて、屋久島の山を守っていくということ、ガイド部会の中でも話し合いをしているのですが、再度そういう話をしてもらえればいいと思う。

(ガイド部会)

- ・ なんで最初ガイドが協力しなかったかということ、前にも話をしたが、縄文杉に年間8万から9万人行ったとして、高塚小屋のトイレに行くのは、ほんの0.何パーセントである。最初、とりやすいところで取れということで、この制度が始まったから、ガイドたちはいろんなことを考えて、ほかのところのトイレの汲み取りをするのに、なんで関係ないところで徴収しないといけないのということがまず最初だった。これは考え方の問題もある。その付近の徴収方法を決めるときに、そういう意見が全然反映されない中で決まってきたから、今、会長がいうとおり世界遺産の屋久島はわれわれのフィールドである。常に部会では言っているが、そういうボタンのかけ違いがあって、いろいろあった。それで途中、1箇所4年前崩れてしまい、通行止めになって、苦肉の策でこの費用を入れるということになって、それから山岳部全体の募金だよと言い始めた。今の募金は、基本はトイレの汲み取りが主だということで、その付近、部会ではいろいろ説明はして、最近2, 3年はわかってきているから、声かけはしているが、会長が言われるもっと徹底した、募金をお願いすることでの言い方は部会では話していない。

(会長)

- ・ 他に意見はないか。

(事務局)

- ・ たとえば、法的に他の業者も入れるとしたら、たぶん入札の時にそういう方々も入ってもらうということになるかと思うが、もし、この2社しか取れないということであれば、こういった形で文書を出す、あるいは、お願いに行くということについては、この場で了解をもらえないか。

(町議会)

- ・ やらないよりは、やったほうがよいから、やってください。

(会長)

- ・ 皆さんも事務局が説明したのでよろしいか。
様々な意見があったが、募金については現状、大変厳しい状況である。山岳部におけるトイレのあり方について、議論をまだ深くしていかなければならない状況にある。また、言われたように一方

で、募金の額を増やしていく方策も必要だと思う。関係機関がそれぞれの役割での協力はもちろんであるが、一体となった取り組みについても、引き続きよろしくお願ひしたい。2 番目の協議については、これでよろしいか。

<賛同の声>

(3) 規約の改正について

(会長)

- ・ 協議事項(3)の規約の改正について、昨年度の総会において提案があり、今年度の事務担当者会議でも議論をしている。規約の改正案についての詳細を事務局より説明をお願ひしたい。

(事務局)

- ・ 新旧対照表で、現行が第3条「協議会には会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により定める。」となっているが、昨年第1回目の協議会の際に、屋久島町長が会長に決まっているのではないかとということで意見があり、規約の方にもそれを明記したらどうかということで、今回正式に案として出したところである。新のほうであるが、第3条「協議会には会長1名、副会長1名を置く。」第2項として「会長は、屋久島町長とし、副会長は会長が指名する。」という形に改正をしている。実務担当者会議ではこれでよいのではないかとということで了解をえているところであるが、この場で審議をお願ひしたい

(会長)

- ・ 「規約の改正案」について事務局より詳細な説明があつたが、意見はないか。

<異議なしの声>

(会長)

- ・ 特に意見がないようなので、原案のとおり規約の改正を本日付けで行う。

(4) 平成25年度会長・副会長の選任について

(会長)

- ・ 協議事項(4)の平成25年度会長・副会長の選任について、屋久島山岳部利用対策協議会規約により「会長、副会長の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年」と定められている。先ほどの規約改正により、会長については屋久島町長ということに決定しており、副会長は会長が指名するとなっている。私としては、県の屋久島事務所長にお願ひをしたいと考えているが、県の屋久島事務所長よろしいか。

(県屋久島事務所長)

- ・ はい

(会長)

- ・ 協議会の事務局は、規約の第7条に「協議会の事務局は、会長の指定する機関に置く。」ということになっているので、こちらも引き続き県の屋久島事務所にお願ひしたいがよろしいか。

<異議なしの声>

(会長)

- ・ 以上で本日予定をしていた協議事項については終了したが、各機関から報告等はないか。

(5) その他

(町環境政策課長)

- ・ 第1回の協議会の総会でも観光協会長から要望のあった小型焼却炉の建設をずっと急いでいたが、3月末に設置が完了することになっている。場所は宮之浦の旧上屋久町の焼却場の跡地に建設をしている。今後、完了したときには携帯トイレの処理、海岸清掃での枯物も処理できるようになり、1時間に50キロ未満という処理能力をもって、8時間操業した場合に、1日400キロという処理能力をもった小型焼却施設であるので、今後それぞれの機関と処理方法についても協議したい。

(会長)

- ・ 他にはないか。

(ガイド部会)

- ・ 「屋久島山岳部利用対策協議会」であるが、ガイド部会でいろんな意見が出れば、「山岳部利用対策」という名前がついている。でも規約の中では「保全」だけである。「保全」だけであれば、この「山岳部利用対策」を「山岳部保全対策」に変えてほしいということが第1点。でもこの会議を作った最初の目的というのは、屋久島の山の全体の利用保全について考えるという、たとえば、この会議、あの会議というよりは、ひとつにまとめてやろうというのが、たぶん発端だったと思う。でも今、規約上利用のことについてこの会議で言えない。前回、前々回も事務局の方からそういう叱りを受けた。設立の目的にかえて、「利用」についてもこの会議で話ができるよう、変えてもらいたい。それができないとするならば、「保全」と変えてほしい。そうでなければ、「山岳部利用対策協議会」に行ってきたということを部会にいろんな報告をするが、「この意見は言わなかったのですか」と言われた時に、「いやこの会議ではそれを言える場ではないです。」としか言えない。普通一般常識で考えたときに、山岳部利用対策協議会であれば、いろんな利用についても協議するととられていると思う。

具体的には、この間の縄文杉の大枝のことについてもそうである。世界遺産の科学委員会で町、県、林野庁、環境省の4者で協議したと言われる。あのようなものもデッキの管理者は林野庁かもしれないが、いろんな対策というものは、こういう会議とかで協議するのもひとつの方法ではないか。あの場合は、観光協会が入っていないから、会議で協議したと言われたら、われわれ観光協会としては、報告しか聞けない立場になる。たとえばいろんな人が利用するから、保全しないといけない。利用の方法についてもこのような会議の中で話し合えればいいのではないか。名前から言って全体で話し合える場であってほしい。「保全」だけであれば「保全協議会」に変えてほしい。

(事務局)

- ・ 今までも、トロッコ道のがけ崩れ等で迂回路を作ったり、そういう面での利用だとか、あるいは、安全点検というようなことでも、まったく「利用」ということをこの会議で話し合わないということはしていなかったと思う。そこはケースバイケースで、そのときの委員の皆さんが判断し協議してきたと思う。そういうことも含めて、名前の変更とか、設置の目的というものを何か修正をしなければならぬということであれば、議論をお願いしたい。

(ガイド部会)

- ・ 何でそのようなことを言うかということ、2年くらい前に「利用」のことで言ったら、担当者会議のときに、それは「利用」で、「保全」と関係がないからと言われた。「保全」だけを協議するのであれば、それで構わない。でもこの会の目的というのは、どういうふうに引継ぎをされているかわからないが、規約どおりということだった。

(環境省)

- ・ 規約の第1条のところに、「利用及び自然環境の保全」にしてくれということであるか。

(観光協会)

- ・ 自然環境の後に入れたらどうか。

(環境省)

- ・ 役所的には、この保全の中に利用も入っているということで作ったと思われる。わかりにくいのであれば、「当該地域の利用及び自然環境の保全対策」ということであれば、理論としてありうる。ここでいう「保全」というのは、利用することで荒らされたりすることがあるので、セットで「保全」という言葉にしましょうということ。

・

(ガイド部会)

- ・ 一応、そういう意味で理解はしていたが、解釈の問題である。だれが担当者で来ても、「利用」のことも話し合える会にしておいた方がいいと思う。一番「保全」が目的で大切である。世界遺産があつてわれわれも観光に利用できる。

・

(事務局)

- ・ ただ利用の分野というのは非常に幅が広い。

(ガイド部会)

- ・ 事務局の言い分はわかるが、前回も言った。みんながだめであればそうでもいいし、そうしようということであれば、決めればいい。

(会長)

- ・ 今、この設置の文言の中に、「利用」というのを、環境省から意見があつたように、文言を入れるということで、この会は次からそういう文言を含めて、やれるように。

(県自然保護課)

- ・ 利用に伴う人間による自然の影響ということから環境ということはどうしようかということになっている。「利用」ということを明示することで、事務局が言ったように、もう少し利用の幅が広がってきて、たとえば、登山者の安全対策をどのようにするのか、利用する登山者の満足度をどうするかとか、そういう部分も扱うことになると思うが、守備範囲が広がるということでもいいか。

(観光協会)

- ・ それでいい。

(ガイド部会)

- ・ それがいやであれば、ここを「保全」に変えてください。

(観光協会)

- ・ 観光協会としたら、マナーをもってお客さんに屋久島で体験学習をしてもらおう。元気になって、都会で仕事をしてもらいたい。自然保護課長がいうように広がることになる。広げてもらうために、私たちもこのメンバーに入っていると思う。先日の縄文杉の枝のように、県、町、環境省、林野庁で話をすればよい。ところが話をした後、結論だけで、私たちに協力だけ要請が来るから、それはおかしい。私にしてもガイド部会長にしてもこういう組織があるので、広く協議したほうがいいのではないかという提案をした。

(ガイド部会)

- ・ 安全とかは、たとえば、部会がするなりいろんな訓練などをしているので、基本的に協賛でもよい。そういうことでは、山岳部利用対策協議会が関わっている。怪我したあとの云々というのは、どの会にも責任はない。そういう啓蒙するという意味でも、安全対策などするときには名前を並べる等、そういうことで対応はできると思う。

(森林管理署)

- ・ 私も県自然保護課長と同じような思いがあって、軸足は、素直に読めば、「利用及び自然環境の保全対策」とすれば、保全、自然環境の方が軸足・重点だと思う。利用の方がどんどん話が進んでいって、利用をどういうふうにするか、あるいは、登山者をどのように誘致するかということになれば、またひとつの大きな議論になってしまう。そこらがある程度は軸足がないと。

(観光協会)

- ・ それは違うと思う。

(ガイド部会)

- ・ 所期の目的にかえて考えてくださいということ。「保全」だけ言うのであれば、「利用」を落として「保全」にしてください。そうすれば別な団体を起こせばいいわけですから。いろいろな人が代わって引継ぎがどうなされているかわからないが、事務局がいうように、私が説明したときに、いろいろなことがあるのはわかるけど、単純に「保全」が目的ということであれば、事務局の言うことは間違えていないと思う。それで当たり前と思うけど、事務局的にうまくやりやすくするためには、このへんを変えてもらわないと、うちらも「保全」が目的だけだとすると、こちらもその視点からしかものが言えない。役場にいたから、当初この会を作るときから知っている。流れが「保全」だけになってきているなという気がする。「利用」しながら「保全」、「保全」しながら「利用」というのはイコールであるから、「利用」を入れたから、利用のことだけで私たちがものを言うわけではない。これを守っていくためにどのように利用したらよいかという視点もある。保全目的であれば、名前を「保全」に変えてもらえればこのままでも問題ない。

(会長)

- ・ 皆さんの意見はどうか。

(県自然保護課)

- ・ 利用を入れるのであれば、「保全と持続可能な利用」という言い方をしているから、「当該地域の自然環境の保全対策と持続可能な利用のあり方」について検討するというような、持続性抜きでただひたすら利用を推進すればよいということではないはず。

(観光協会)

- ・ そういうことで観光協会は言っていない。

(ガイド部会)

- ・ もちろん自分たちの島であるから、自分たちで守っていくという自負は屋久島の人は昔からある。昔から屋久島全体の伐採の中止も訴えてきたし、自分たちで守ろうというのは島の人が一番である。利用を入れたからといって、利用だけでわれわれが意見を言うことは毛頭ない。

(町議会)

- ・ 一番簡単な方法は「屋久島山岳部保全・利用対策協議会」にすれば、よいのではないかと。

(環境省)

- ・ それであれば、規約の第1条のところに、入っていないから言い訳をされる。

(観光協会)

- ・ 名称はこれで構わないが、基本的には環境の保護がわたしたちも一番であるから、県自然保護課長のいったように、第1条のところに入れていただければ。

(県自然保護課)

- ・ 事務局の方で、観光振興的な分野までは入っていないから変という認識はないか。

(事務局)

- ・ あまり利用という観点では、もともと協議会は作っていないのではないのか。

(ガイド部会)

- ・ 当初の目的で、もう一度検討してみたらどうか。うまく利用していかなければ、保全もできない。

(県屋久島事務所)

- ・ 環境キップという対策をたてるためにこの協議会はつくられたのではないか。

(ガイド部会)

- ・ そうではない。
国も県も町も転勤がある。県の本課の方に事務局を置いていたし、役場から話を持っていくとき、今日は役場から林野に行って話をし、環境省にいった話をし、あっちこっち行くのが大変だという話もあった。大変というか、話がここで決まっても、ここに行ったらまた違う、そういういろいろな話をつくる場をつくらうというのが、この最初の目的だった。

(観光協会)

- ・ それはずっと続いていた。県自然保護課長が会長をし、地元の町長が副会長をしていた。課長が常に屋久島にいないのに、いざ何かあったときにといいことで、観光協会からそのときの自然保護課長に、あなたは1年に2回くらい屋久島に来てこの座をまともられるかという話になって、緊急を要するときに、地元の首長が、利用だとか保全だとか、協議するときに熟知している人のほうがよくないか、ということで、県自然保護課長の理解があって、地元の町長が会長を努めることになった。せっかく、県から屋久島事務所長が来ているので、所長が副会長だったら、スムーズな連携もとれるのではないか。現地の森林管理署なども異動があり、そのつど面識ももてるけど、たとえば林野庁や環境省の異動があって、すぐに県自然保護課長のところに行くかといえ、みんなが挨拶に行くのはない。その場で面識をもって会を取りまとめるというのは、あまりにも中身の薄いものではないかということで、話をし、全員その方がよいということで、県の方向付けとか、私どもが一般的に所長のところに訪ねて行って、多少の方針は聞くことができる。ところが、県自然保護課長であれば、私は県庁までいかないといけない。そんな話をし、町長が会長になった。その後に、トロッコ道の崩壊があって、町長と県の課長が話をし、あとは直接、林野庁などと呼んで、「観光客が止まってしまうので、迂回路を作ってください」という要望を観光協会がして、即効性の機能を果たしたというのが、この組織である。利用も保全も、そのときに私どもが言わなければ、利用のことも進まなかつたろう。どんどん客を入れるだけという「利用」を私どもは考えていない。まずは「保全」が一番であるということとはぜひ理解いただきたい。観光協会としては、会員に連絡するためにも、「利用」を入れてもらいたい。

(ガイド部会)

- ・ まさしく当時は、観光協会のガイド部会長は入っていなかった。役所側の保全というかたちから始まった規約である。いろんな団体も入ってきているから、みんながうまく保全しながら利用することができる会議の場にしてほしい。

(環境省)

- ・ 今の規約に「近年、屋久島の山岳部への入り込み者の増加に伴い、一部登山者のマナーの問題等により、自然環境への影響が懸念されることから」という文言が入っているので、もし仮に「利用」が入ったとしても、この文章が残っていれば、マーケティングの話というのはこの中ではやることにはならないのではないかと。この部分を削らないかぎり、今以上に利用を増やしていくという話にはならない。今の議論からすると、山岳部の利用と保全というのはほぼセットで考えないといけない。「利用」があるから、「保全」の話である。県自然保護課長がいう持続可能なというのを入れるかどうかというのは別にして、「利用」と「保全」はセットである。

(観光協会)

- ・ 私たちもそう思う。

(会長)

- ・ 観光協会からそういう話があったが、他の委員の方々はどうか、意見を出してもらいたい。

(県屋久島事務所)

- ・ 私もやっぱりこの設置の第1条を読むとあくまでも自然環境の保全というのが主旨という気がする。ただそのときに、仮に利用をいれるとなったとしても、どの程度その幅をもたせるかだと思う。あくまでも、この当時できた第1条の条文の自然環境の影響が懸念されることから、当該地域の自然環境の保全というのがメインと思う。

(環境省)

- ・ 「利用のあり方」としたらどうか。「懸念されることから利用のあり方を検討する。」とか。

(森林管理署)

- ・ 役所的な言葉で言うと、保全対策が軸足でメインと言うと。「利用対策の観点も念頭に」とか「利用対策の観点も視野に入れながら」とか役所的な言い方になるが。

(観光協会)

- ・ それでも構わない。屋久島山岳部利用対策協議会となっているから。

(ガイド部会)

- ・ 観光協会(ガイド部会)の立場から言うと、県自然保護課長がいったさっきの文言の方が、私はいろんな意味でよい。保全していかないと利用できない。世界遺産もなくしてはいけない。うまく利用しなければ保全できないし、ただ保全、保全だけでは保全できない。明日から屋久島の山岳部にお客がゼロだといっても、雨でずっと浸食されていく。うまく利用しながら、国立公園の趣旨から言っても、文言の趣旨から言っても、使うということになっている。根本からいくと、何も保全だけではない。うまく保全しながら利用、利用しながら保全となっている。こういう会で、話し合いができる会にしてほしい。入れたからといっても、一番末端組織としてあれもしてくれ、これもしてくれとか、そんなことは絶対言わない。言えない。

(県自然保護課)

- ・ 知床でやったこういう会議が「エコツーリズム適正利用検討会議」、利用適正化検討会議という保全を協議する会議とエコツーリズムの会議と別々にあったのを、一元化して議論する場がある。ユネスコからエコツーリズム戦略というのを作りなさいということで、作る過程で何を合意したかという、協議のルールを決めた。結局、役所がやる会議というのは役所側が事務局なので、議案を提案して皆さんの意見を聞いてこれでいいかであるが、知床の会議は構成員であれば誰からでも議案を提案できる、そのかわり協議会で提案され採択されたら、その提案した人が自ら事務局をやって、

全部仕事を回さないといけない。それをやる覚悟があるなら、どんな提案でもやるというものである。利用のことについてもいろいろそのルールを地域の提案で変えることができ、知床の場合、野営禁止だったのが、地元で協議して合意して、その結果、野営できるようになった。そういったもので動いていて、その代わり、みんなが責任を負うというのが、要望するだけではなく、そのような新しいところに入りつつある。

- たぶんこの会議で協議することと、この会議では協議されないこと、別の場で決まっていることがある。そこの溝というのが、せつかくこういう場があるんだから、正直ここで話せばということだろうが、大枝の話については、公物管理権者、土地を持ち、施設を持っている人が一番決定権があるので、ここはいかんともしがたいところがある。こういった場で協議するのも、報告だけですむかもしれないし、そういうふうに取り上げたのであれば、こういう名称だけではなくて、運用の仕方になるのかなという気がした。名称をもうちょっと明快にすることで、ガイド部会長がガイド部会に戻って報告するときに、部会長が説明しやすくなるというのであれば、そこは適切な表現を入れて、山岳部の観光振興をどれくらいやりましょうよという会議ではないと思うので、そこが基本認識として合意ができているのであれば、何らかの表現を付け加えて、実質的にはそう大きく変わるものではないのかなという気がする。

(観光協会)

- 変わらない。

(県自然保護課)

- こういう機会をまた使いたいということ。

(会長)

- 会の中身も平成6年からするといろいろ中身も変わってきていて、いろんな人が入ってきたりして、保護に対する事に関してもある意味、当初は保護もきちっとやっておかないと、いろんなことが起こってしまうのではないかと懸念もあったと思う。この会も20年くらい経って、成長もしたでしょうし、みんな保護があって利用があるということは、みんなそれぞれがそういう思いがあると思う。いい文言がないか。

(観光協会)

- 県自然保護課長の文言でいい。

(県自然保護課)

- 環境省的には、国立公園が保護及び利用の増進と言っているから、問題ないと思う。

(環境省)

- 「当該地域の自然環境の持続可能な利用及び保全対策を検討する」とか

(森林管理署)

- 「及び」でつなぐと並列になるので、ないということは承知であるが、やみくもに利用という観光振興にというのがあるので、先ほど言った「利用の観点から」とか「利用対策も視野に入れながら」

(県自然保護課)

- 「持続可能な利用」というのが、保全という意味のかなり多い表現で、持続可能でない利用というのは、基本的にないし、この会議で扱わないことであるから、そんなに心配されなくてもよい。

(観光協会)

- そこまでされない。

(会長)

- ・ 森林管理署長もみんなが納得して「それじゃこうしよう」とならないといけない。押し切るものではなく、文言については、みんなが合意をしないといけない。

(ガイド部会)

- ・ われわれは国立公園を使わせてもらっている。国立公園は自然を守り、利用の増進を図るというのが、一番上にある。それから考えれば、森林管理署の言い分はわかるが、同じ国立公園であるから、もう少し幅をもって理解してもらいたい。そういうことで信頼関係を作って屋久島を保全していこう。

(森林管理署)

- ・ しつこいようですが、「当該地域の自然環境の持続可能な利用を踏まえながら」。協議会の名前も「屋久島山岳部保全・利用対策協議会」とか、こちらにも保全があった方がバランスが取れる。

(観光協会)

- ・ 名前も変えるのか。

(森林管理署)

- ・ そうである。

(環境省)

- ・ タイトルを変えてしまうと、設置のところはともかくとして、ヤクシカの話とかも検討することになるのでは。「山岳部保全・利用」だと並列になるので、保全対策協議会という位置づけになる。名前からするとおかしいのではないか。

(森林管理署)

- ・ 保全が広がると、ヤクシカの議論にまでなるということか。

(観光協会)

- ・ タヌキもイタチも出てくる。

(環境省)

- ・ それをしないためには、今のままがよいのではないか。

(会長)

- ・ いろいろ意見があるが、タイトルの「山岳部利用対策協議会」はこのままで、設置の第1条の中で、「当該地域の自然環境の持続可能な利用及び保全対策を検討するため」という文言をいれたらという話であるが、どうか。

(森林管理署)

- ・ タイトルがこのままで、利用というのが、保全を踏まえた利用、保全の観点の利用であれば、第1条が今のままでもバランスがとれているような感じもする。保全がやみくもに広がるものでもないし、利用もやみくもに広がるものでなければ。

(ガイド部会)

- ・ 国立公園の中には、優れた自然を保護し、利用を増進するとなっている。森林管理署も土地所有者だから、いろいろとあるが、全体的に考えると、我々は屋久島の観光で食っていかないといけない島である。そういう言い方をすると、ここに集まってきたのは、利用だけでわれわれは言うといっていない、われわれもいろんな建設的な意見を言える。あまりにも保全だけ言ったら、鹿だけでは

なく、いろんなものが出てくる。あくまでもわれわれ人間が利用する立場から保全していこうということであって、鹿の問題は別の組織である。そういう観光に携わるわれわれとしては、この自然を大事にしながら使っていきたい。そのためのいろんな意見が言える会議にしてほしいということであるので、さっきの文言でお願いしたいと思う。

(会長)

- ・ 他の皆さんはこの文言で何か意見はあるか。

(財団)

- ・ この1条の「一部登山者のマナーの問題等」というのが、これを残しておけば、森林管理署が懸念される部分はなくなるのかなと思う。したがって、自然環境への影響が懸念されることから、後ろのところが自然公園法の趣旨とか、そういうのをに入れていけば、同じ制限の中の話になるので、それでよいかと思う。県自然保護課長の表現でいいような気がする。

(会長)

- ・ 他の委員の方々は。

(ガイド部会)

- ・ 利用のあり方を協議しないと保全は不可能である。利用を協議しないと組織が別になってしまう。それで綱引きになってしまう。利用は入れないといけない。

(財団)

- ・ 新たな議論が出てきた場合には、この協議会で議論されるわけである。これは山岳部利用対策協議会で議論される問題かどうか。

(森林管理署)

- ・ 第1条の「利用」は及びでつなぐとして、「保全」だと鹿の話とかあるのでタイトルは「利用・保全」というのはどうか。
- ・

(財団)

- ・ 山岳部の趣旨は、入込者の増に伴う問題のものとなっているので、鹿そのほかのものは、1条の趣旨に沿ってまた話をすることなのかなと思う。入込者の増に伴う問題なのかどうかという制限がはいる。

(県自然保護課)

- ・ 名前が利用の対策を協議するということなので、「保全」の対策というか、「利用」によって生じる問題への対策を協議する会議であるので、「保全」ばかりでなくて、「利用」のあり方だとか、そこも一緒に考えないとできないということではないのか。

(観光協会)

- ・ それを私もガイド部会長もずっと言っている。変なことは言っていない。

(県自然保護課)

- ・ ある起きている事象の裏表の関係だと思う。

(観光協会)

- ・ お互いにある部分この島をいい部分で相乗効果を出すためには、「利用」と「保全」はどちらかが先だったり、後だったり、「利用」が先だったり、後だったりすることはある。

(事務局)

- ・ あとこれは協議事項となっているが、すべて協議事項とするのか、場合によっては許認可の関係で、報告事項とならざるを得ない場合もあるのかなという気がする。全部協議事項となるのか、その他報告事項となる場合もあると思う。ある程度、そのときの線引きというか、そういうのも出てくると思う。

(ガイド部会)

- ・ しつこいようであるが、そういう話し合う場がなかったから、つくろうというのが所期の目的でした。だから「保全」だけではなくて、実務担当者会議とか段階を踏んで協議をやっていくので、それは臨機応変にやっていけばいい。規約によって話をしていくので、「利用」の話をしたときに、それはできないよというのであれば、できる会議にしてほしい。それができないのであれば、タイトルを「保全」に変えてもらえばよいし、その代わりにちゃんと「利用」について話し合いができる別な組織を作ってください。ただ、このような会議を何回もするかわりに、ひとつで「利用」と「保全」はイコールだからこの会議でやっていく、だから規約に書いてくださいということである。立場はいろいろあるかもしれないが、もう少し大きな気持ちで屋久島のためにいこう。国立公園であるから。

(森林管理署)

- ・ それでは保全と表裏一体の部分である。「保全」を軸足、その中で当然「利用」ということで了解した。

(観光協会)

- ・ 観光協会は山を壊そうと思っていない。

(会長)

- ・ 保護と利用をきちんとやっていくということである。これで全委員の了解が得られたと思う。それでは、名称は「屋久島山岳部利用対策協議会」というタイトルで、設置の第 1 条の中に、「当該地域の自然環境の持続可能な利用及び保全対策を検討するため」という文言でよろしいか。

<異議なしの声>

(森林管理署)

- ・ 2 条の組織で、4 月 1 日から国有林事業が特別会計から一般会計になることから「林野庁屋久島森林環境保全センター」の名称が「林野庁屋久島森林生態系保全センター」と変わる。委員名簿の自然遺産保全調整官もなくなる。組織名と役職名の変更をお願いしたい。

(会長)

- ・ 事務局は確認と整理をお願いする。
- ・ それでは、これをもちまして会議を閉じたいと思う。